

令和7年3月25日	
所属	健康増進課
所属長	津田 涼太
電話	06-4869-3033

**妊婦健診の負担を大幅に軽減 超音波検査 14回助成で安心をサポート  
～4月から同時に産後ケアも一段と使いやすいサービスへ～**

尼崎市は、4月1日より妊婦健診にかかる超音波検査費用助成を6回から14回に拡充し、出産を控える世帯の経済的負担を大幅に軽減します。

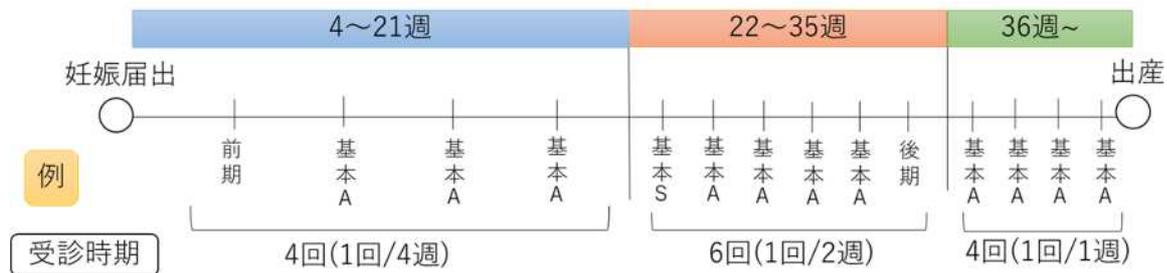
これまで全14回の妊婦健診のうち、超音波検査は6回の助成でしたが、令和7年度からは14回すべての妊婦健診で超音波検査の助成が受けられるようになります。拡充に当たっては、金券方式とは異なり、妊婦本人の自己負担額が発生しないように、受診券ごとに健診内容と単価を設定した受診券方式を維持します。

引き続き、本市では子育ての負担や不安を抱える養育者に対して、妊娠中から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進させ、市民の皆様に安心して出産・子育てができる環境を提供していきます。

**1 拡充内容**

受診券の種類	健診内容	現行	令和7年度～
前期健診・基本S健診・ 後期健診	診察・尿検査・ <u>超音波検査</u> ・血液検査等	各1回 (合計3回)	各1回 (合計3回)
基本A健診	診察・尿検査・ <u>超音波検査</u>	3回	11回
基本B健診	診察・尿検査のみ	8回	廃止 (全て基本Aへ)

	現行	令和7年度～	前年度との差
超音波検査	6回	14回	+8回
公費負担額	87,950円	112,440円	+24,490円



**2 対象**

住民登録があり、妊娠届出をしている妊婦が対象です。

令和7年4月1日以降に受診する妊婦健診より、令和7年度の拡充内容に切り替わります。

### 3 申請の流れ

#### (1) 受診券（委託医療機関）で受診する場合

- ① 所定の申請書に必要な記載事項を記入の上、窓口（北部地域保健課<北部保健福祉センター>・南部地域保健課<南部保健福祉センター>・健康増進課<保健所>）で申請書を提出します。申請書は市HP (<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/kosodate/syussan/050ninpukenshin.html>) と各窓口を用意しております。
- ② 申請窓口で、保健師から受診方法について説明のうえ受診券を交付します。
- ③ 受診券を持って医療機関を受診してください。  
なお、令和6年度以前に受診券を交付されている方は、現在お持ちの受診券のうち、「基本B健診」で「基本A健診」と同様に超音波検査が受けられます。受診券の交換等は不要ですので、今まで通り、受診の際に、お持ちの「基本B健診」受診券を委託医療機関へご提出いただくと、「基本A健診」として受診ができます。

#### (2) 償還払いの場合

- ① 所定の申請書に必要な記載事項を記入の上、窓口（北部地域保健課<北部保健福祉センター>・南部地域保健課<南部保健福祉センター>・健康増進課<保健所>）で申請書を提出します。申請書の他、受診結果報告書や妊婦健診の領収書が必要です。申請書は市HP (<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/kosodate/syussan/050ninpukenshin.html>) と各窓口を用意しております。
- ② 申請から1～2カ月後に指定の口座に助成金額が振り込まれます。

### 4 その他（産後ケア事業の拡充）

市が委託する医療機関と助産所等で、母親のケア・乳児のケア・育児サポートを受けることができる「産後ケア事業」※について、令和7年4月1日から宿泊・通所型対象者の要件緩和と利用できる事業所の拡充、利用料の見直しを行い、より多くの方が利用しやすい環境を整えます。  
※対象者の状況にあわせて、宿泊型・通所型・訪問型の3つのタイプが選択できます。

#### (1) 宿泊・通所型の対象者の緩和

変更前：

「心身の不調や授乳困難、育児不安等がある産後1年未満の産婦とその乳児」

変更後：

「産後ケアを必要とするすべての産後1年未満の産婦とその乳児」

#### (2) 利用できる事業所の拡充

現在、市内外31事業所と市が個別契約していますが、兵庫県の集合契約に参加することで個別契約に加え兵庫県下の事業所と契約ができるため、利用可能エリアの拡大と利用できる事業所数が増えます。

令和7年3月11日現在、兵庫県集合契約協力機関125事業所(内尼崎市内に所在するのは9事業所)と、尼崎市と個別契約する10事業所の計135事業所で産後ケア事業が利用できます。

(次ページへ続く)

### (3) 利用料の見直し

各サービスの利用料を見直します。特に通所型については、時間単位の利用料となるため、利用者のニーズに合わせて利用時間の選択が可能となります。

#### ▼利用形態

サービス	利用料		利用日数・回数
	市民税課税世帯	市民税非課税世帯 生活保護世帯	
宿泊型	2,750 円/日 1泊2日の場合 5,500 円 2泊3日の場合 8,250 円 (R6 は 5,500 円/泊)	1,000 円/日 1泊2日の場合 2,000 円 2泊3日の場合 3,000 円 (R6 は 2,000 円/泊)	通算 7 日
通所型	450 円/時 (R6 は 6 時間で 2,700 円)	100 円/時 (R6 は 6 時間で 700 円)	通算 7 回 1 回 9 時間以内
訪問型	1,000 円/時 (R6 は 2 時間で 2,000 円)	無料 (R6 は 2 時間で無料)	通算 4 回 (多胎児の母親は 6 回) 1 回 2 時間以内

以 上